

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究」
分担研究報告書

子育て支援に関わる地方歳出の実態と社会保障費用の推計-事例分析-

研究分担者 山重慎二（一橋大学経済学研究科教授）

研究要旨

日本でも、地方分権の進展に伴い、地方自治体が社会保障において大きな役割を担っている。国が社会保障費用をマクロ的に把握する上で、地方自治体の歳出を正確に把握することは極めて重要である。本稿では、社会保障費用の中でも地方歳出の増加傾向が見られ、その把握が重要と考えられる「子育て支援」のための歳出を事例として取り上げ、ある自治体 A の財政データを用いて、現状の問題を明らかにし、改善策について検討した。

地方自治体における歳出を、単独事業と補助事業に分けて、国の推計額と実際の歳出を比較したところ、それぞれにおいて、国の現在の推計方法では、大幅な過小推計になることが明らかになった。A 市では、子ども・子育てに関わる社会保障費用の総額は約 20 億円に達しているが、この歳出に対する国の推計額は約 7.8 億円と推定され、12 億円を超える額が社会保障費用の国の統計から抜け落ちていると考えられる。本稿では、国の推計額を推定する際に、様々な仮定を置いており、今回の推定は、あくまでも参考として見る必要があるが、実際の歳出の約 4 割しか国の社会保障費用統計に計上されないという実態があるとすれば、大きな問題が存在すると考えられる。

本稿での分析を通じて明らかになったことの一つは、地方自治体における実際の歳出のデータは存在しているにもかかわらず、それが十分活用されていないという実態である。その理由として考えられるのは、地方政府の実際の歳出を把握する仕組みは存在しているも、社会保障費用の定義や区分が明確でないために活用できないこと、そして、地方政府の実際の歳出額ではなく国の推計値を用いるほうが政治的・行政的に望ましいと考えられる事情があること、などが考えられる。

以上の分析を踏まえて、より社会保障費用の正確な把握のために必要と思われる改善案として、次の 2 つを提案したい。

- ① 社会保障費用の情報収集の目的を踏まえて、社会保障費用およびその区分の定義を明確にした上で、地方自治体から情報収集すること。
- ② 国の歳出に基づく推計額ではなく、「実際の歳出額」の情報を地方自治体から収集し、活用すること。

このような地方歳出の過小推計の問題は、例えば、子育て支援の充実という政策課題への取り組みにおいても、必要な予算が正確に推計されず、政策目標を実現できないという問題を生む可能性がある。社会保障に関する適切な政策評価、政策効果に関する分析、国際比較による日本の社会保障政策の実態把握、そして適切な政策・制度設計といった観点から、地方自治体における社会保障に関わる実際の歳出を正確に把握できるシステムを構築することは、喫緊の課題と考えられる。

A. 研究目的

社会保障費用の推計において、地方自治体の歳出の正確な把握は欠かせない。しかし、現在の国の推計方法は、極めて不完全なもので、社会保障費用の推計額は過小になっていると考えられる。この問題について、近年、質的にも量的にも変化が見られる子育て支援を取り上げ、ある自治体を事例として、実態の分析を行う。そして、その事例分析を参考に、過小推計の問題を改善し、可能な限り正確に社会保障費用をマクロ的に把握するために有効と考えられる改善策を考案する。

B. 研究方法

1. 文献資料を通じた実態把握と課題整理
2. ヒヤリングおよびデータ分析に基づく事例研究

(倫理面への配慮)

該当なし

C. 研究成果

社会保障に関わる地方歳出の推計に関しては、補助事業と地方単独事業に分けて分析した結果、補助事業でも、地方単独事業でも、過小推計の問題があることが、明らかになった。この問題を緩和し、より正確な社会保障費用の推計を行うために、推計方法を見直し、地方自治体の財政状況に関する国の情報収集の仕組みを見直すことで、補助事業についても、地方単独事業についても、実際の歳出額を把握することの必要性を明らかにした。

D. 考察

社会保障費用の正確な把握は、少子高齢化のさらなる進展に伴い、厳しさを増す日本の財政状況を改善するために、極めて重要である。しかしながら、本稿における調査・研究は、現在の推計が過小となっている実態があることを示している。

社会保障費用全体から見ると、推定された「誤差」はそれほど大きいとは言えないかもしれない。しかし、特に、社会保障費用を事業の性格に応じて分類して分析・考察する場合、「誤差」は無視できるほど小さくないと考えられる。

例えば、子育て支援にかかわる社会保障費用は、近年、地方自治体が積極的に増加させる傾向が見られるが、その把握が正確に行われていないとすれば、政策評価、政策の効果に関する分析、国際比較による日本の社会保障政策の実態把握、そして政策・制度設計などが、不十分・不適切になってしまうという問題を抱えることになる。

E. 結論

社会保障費用に関わる地方歳出の推計に関しては、過小推計の問題があるため、可能な限り正確に社会保障費用をマクロ的に把握するためには、地方自治体の実際の歳出を収集・把握するシステムを構築する必要がある。それは理論的には可能であるが、その設計と実施には、多くの困難が伴う。

社会保障費用およびその分類の定義を明確にした上で、地方歳出の情報を収集し、国の歳出に基づく推計額ではなく、「実際の歳出額」を社会保障費用統計に利用できるシステムを、地方自治体の会計システム・会計処理の実態に関する調査なども踏まえながら構築することが必要である。本研究に残された課題の一つである。

F. 健康被害情報

該当なし

G. 研究発表

特になし

H. 知的所有権の出額・登録状況（予定もふくむ）

該当なし

1. はじめに

地方分権の進展に伴い、日本でも、地方自治体が社会保障において大きな役割を担っている。国が社会保障費用をマクロ的に把握する上で、地方自治体の歳出を正確に把握することは極めて重要である。しかし、その正確な把握の実態に関しては、以下のような問題がある。

- ① 「社会保障」の範囲を明確にすることが難しいため、様々な地方歳出のうち、何が「社会保障」のための歳出となるのか、そして、社会保障のどの細目に該当するかが明確でない。
- ② 地方自治体の歳出に関する情報は、豊富に存在しているにもかかわらず、国はその情報を十分活用した推計を行うことができていない。

まず、根源的な問題として、「社会保障」の範囲を明確にすることが難しいことは明らかであり、①に関しては、国が社会保障の範囲を明確にし、歳出を分類することで対応するしかない。しかし、それが行われた場合でも、地方自治体の事業は複数の目的を持つことも多く、各事業の歳出のどれだけが、国の定義する社会保障に該当するかを明確にすることはなかなか難しいという技術的問題が残る。

そのような難しさが、②の一因となっているとも考えられる。しかし、現在の推計では、定義が明確であり、その歳出額の推計が比較的容易である事業費に関しても、国は地方財政に関する情報を十分活かした推計を行うことができないという問題が存在する。

本稿では、社会保障費用の中でも地方歳出の増加傾向が見られ、その把握が重要と考えられる「子育て支援」のための歳出を取り上げ、ある自治体 A¹の平成 27 年度の財政データを用いて、上記の問題を具体的に明らかにすることを試みる（第 2 節）。そして、実態および問題の所在に関する分析を踏まえて、より正確な歳出額の把握のために有効と思われる改善案について提案する（第 3 節）。最後に、本稿での事例分析の限界を明確にし、今後の調査・研究として残された課題を整理しておく（第 4 節）。

2. 現状の問題

地方自治体における歳出（事業費）の分類方法の一つは、単独事業と補助事業に分ける

¹ A 市は、人口約 7 万人の都市部のベッドタウンで、4 つの公立保育所がある。

ことである。社会保障費用統計における地方歳出の現在の推計においても、国から特定定率補助を受けて実施される補助事業と、そのような国庫補助がない単独事業に分けて推計が行われる。

厚生労働省が 2011 年に設置した「第 2 回社会保障給付費の整理に関する検討会」の資料²では、現在の社会保障給付費統計における補助事業および単独事業の地方負担額の取り扱いについて、以下のように記述されている。

- ① 現在の社会保障給付費統計における地方負担額の取り扱い（地方負担額の算出方法）：「制度的に給付費に対する地方負担割合が定められている制度については、国の決算状況から把握される給付費の総額から逆算をして地方負担額を算出している。」（11 頁）
- ② 現在の社会保障給付費統計における地方負担額の取り扱い（一般財源化された補助金等）：「従来、特定の目的に沿った補助金として国から地方公共団体に交付されていたものが一般財源化された例は多くあるが、社会保障給付費統計においては、一般財源化されると、そのほとんどは集計対象から外れている。ただし、国側の統計からある程度算出が可能な公立保育所運営費分については、一般財源化後も引き続き集計対象となっている。」（9 頁）

このような推計方法の問題点は、図 1 によって端的に説明できる。以下に詳しく説明するように、補助事業に関しては、地方自治体は実際には定められた地方負担分よりも多い歳出を行っていることが少なくない。その場合、上記①の推計方法では過小推計となる。

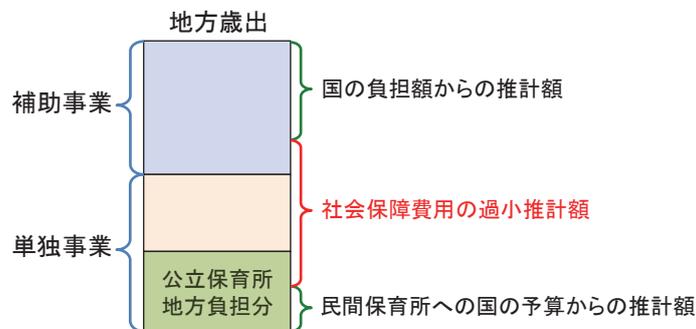


図 1：社会保障負担額の過小推計問題

また、単独事業では、公立保育所の運営費の推計において、民間保育所への国の予算と同等の歳出を自治体は行っているという仮定に基づいて推計が行われているが、公立保育所へは実際には手厚い歳出が行われており、ここでも過小推計が行われていると考えられる。

さらに、公立保育所の運営以外の地方単独事業については、社会保障給付費統計に反映

² <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001svu4-att/2r9852000001svy8.pdf>

されないのであれば、社会保障費用に関わる地方歳出はかなり過小に推計されると考えられる。以下では、社会保障費用の中でも、子ども・子育てに関わる歳出を取り上げ、A市を事例として、その実態をみてみたい。

2.1 社会保障費用の補助事業分の推計

現在、補助事業に関しては、中央政府の負担割合と地方政府の負担割合がわかっているため、中央政府の負担額から地方政府の負担額を推計することが可能であり、実際、そのような方法で推計されている。しかしながら、実際の地方政府の負担額は、上記のように推計される負担額以上となる場合が少なくない。

まず、A市がとりまとめた「国庫補助事業等として実施する社会保障関係事業に要する経費」(様式3)のうち、「子ども・子育て」に関連するとされる支出項目の中で実際にA市で支出されたのは、子どものための教育・保育給付費補助、子どものための教育保育給付費等負担金、児童保護費負担金、児童福祉事業対策費等補助金、児童扶養手当給付費負担金、児童手当等交付金、子ども・子育て支援交付金であった。その総額は、約23億5,256万円で、うち約11億4,573万円が国の負担、約8億3,841万円がA市の歳出となっている(残りは都道府県負担およびその他の特定財源)。

個々の事業の国庫負担率は異なっており、国の負担率から推計したA市の支出額は概ね実際の歳出と一致していた。しかし、「子どものための教育・保育給付費等負担金」の推計額については、大幅な過小推計となっていた。これは、民間の幼稚園や保育事業への公的支出³に対して、国、都道府県、市町村が、1/2, 1/4, 1/4の割合で負担することになっている制度である。この制度への国庫負担金は、約3億2,490万円であり、上記の割合から推測されるA市の歳出は約1億6,245万円である。しかし、A市の実際の歳出は約4億8,753万円であり、約3億2,508万円の過小推計となっていた⁴。

したがって、概算ではあるが、国庫補助事業等として実施する社会保障関係事業のうち「子ども・子育て」のためのA市の歳出は、国の推計によれば、約8億3,841万円ではなく約5億1,333万円となっていたと考えられる。「子ども・子育て」のための社会保障負担について分析・考察する際に、この「誤差」は小さいとは言えないだろう。

2.2 社会保障費用の地方単独事業分の推計(1)：公立保育所以外の運営費

次に、地方単独事業をしてみる。まず、A市がとりまとめた「地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費」から、「子ども・子育て」の社会保障施策に要する経

³ 正確には、「幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付(負担金)」および「市町村による認可事業(地域型保育事業)である「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」及び「事業所内保育事業」に対する給付」である。

⁴ 都道府県の支出金は約1億7,408万円で、総額は9億8,651万円であった。

費の総額を見ると約 18 億 4,751 万円となっている。このうち、都道府県の支出金（約 5 億 5,224 万円）およびその他の特定財源（約 1 億 1,769 万円）を除いた A 市の歳出は、約 11 億 7,758 万円である。

ここで、A 市の「公立保育所（地方単独事業分）」の運営費は、約 7 億 9,359 万円である。この運営費から都道府県の支出金（約 1 億 355 万円）と保育料徴収額（9,719 万円）を差し引いた 5 億 9,285 万円が、公立保育所の A 市の負担分である。したがって、公立保育所以外の地方単独事業に関わる A 市の歳出は約 5 億 8,473 万円である⁵。上述の「② 現在の国の社会保障給付費統計における地方負担額の取り扱い」によれば、これは集計対象から外れている。この規模の地方単独事業の歳出額が計上されないのであれば、日本の子ども子育てのための社会保障負担は、かなり過小推計されることになる。

2.3 社会保障給付費の地方単独事業分の推計(2)：公立保育所の運営費の推計

一方、地方単独事業の中で、公立保育所に対する支出に関しては、国が有するデータを用いて推計が行われ、社会保障費用に計上されている。

公立保育所の運営費については、平成 14 年度までは、国庫負担割合が定義されていたため、補助事業として、第 2.1 項で見たような方式で地方負担額が推計されていた。しかしながら、平成 15 年度以降、国庫負担分は交付税交付金の形で一般財源化されたため、地方単独事業となった。そこで、以下のような推計式によって、公立保育所の地方負担額が計算されることとなった（「第 2 回社会保障給付費の整理に関する検討会」の資料 2, 10 頁）。

$$\text{公立保育所の運営費地方負担額} = \text{単価} \times \text{公立保育所入所児童数} - \text{保育料徴収金額} \quad (*)$$

ここで、「単価」は、「民間保育所に関わる国の予算値をベースに単価を算出し、それを公立の単価に換算⁶」するという方法で設定されている。しかし、公立保育所の運営費の単価は、民間保育所の単価よりもかなり高い実態があることは、様々な研究が明らかにしている。上記の計算方式に基づく推計も、実際の公立保育所の運営費の地方負担額よりも、かなり過小な推計になっていることが推測される。

A 市には 4 つの公立保育所があり、すでに見たように「公立保育所（地方単独事業）」

⁵ 実際に A 市で支出が見られる事業は以下の通りである。公立児童厚生施設（児童館、児童遊園等）、公立子育て支援施設、（自治体独自の）子どもに対する現金給付（母子・父子・遺児等含む）、障害児に対する現金給付、子ども手当（職員分）、保育料等軽減、準要保護児童生徒援助・給食援助（地方単独事業分）、私立保育所（地方単独事業分）、私立幼稚園（地方単独事業分）、母子家庭支援、子育て支援（一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等）（地方単独事業分）、子どもの発達相談・支援、障害児教育等幼児教育費、子ども・若者（青少年）育成支援、子ども子育て関係団体補助。

⁶ 民間の単価には、民間施設給与等改善費が含まれており 1.09 で割ることで「公立の単価に変換」している。

のための実際の歳出は約 7 億 9,359 万円である。一方、補論で上記 (*)式のように「単価×公立保育所入所児童数」で推計した支出は 4 億 6,555 万円となった(補論の表 2 の結果)⁷。

この推計値に基づくと、国による公立保育所の運営費の推計は、約 3 億 2,804 万円の過小推計になっていると考えられる。A 市の公立保育所のための実際の負担額は、運営費から都道府県の支出金(約 1 億 355 万円)と保育料徴収額(9,719 万円)を差し引いた 5 億 9,285 万円であるが、国による推計値は、それから過小推計と想定される約 3 億 2,804 万円を差し引いた 2 億 6,481 万円であると想定される⁸。このような過小推計の原因は言うまでもなく、国が想定する単価が、実際の単価よりもかなり低い水準に抑えられていることにある。

公立保育所のための自治体の歳出額の推計に関する以上の考察は、(*)式のような推計式によらなくても、国は地方自治体の実際の歳出額を簡単に把握できることを示している。地方自治体が作成し、国に提出する「地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費」に記載される「公立保育所(地方単独事業)」のデータを用いればよいのである。

なぜ、国は社会保障費用の推計において、(*)式で推計した額を「公立保育所の運営費地方負担額」として、用いるのだろうか? その理由に関する文献や証言を、残念ながら今回の調査では得ることができなかった。筆者の推論ではあるが、以下のような理由が考えられる。

- ① 推計式(*)が、公立保育所の運営費への地方交付税交付金を算定する際の基本的な推計式であり、交付金と整合性がある額を推計値とすべきと考えられたため。
- ② 実際の運営費を社会保障費用の計算に用いると、社会保障費用の総額が大きくなってしまい、それが政治的あるいは行政的に望ましくないと考えられたため。

制度上の整合性を確保するためであれ、政治的・行政的な理由であれ、正確なデータが比較的容易に取得できるにもかかわらず、バイアスのある推計値を用いて社会保障費用の推計を行うことには疑問が残る。改善が求められる大きな問題であると考えられる。

3. 問題の改善

前節での考察を踏まえて、可能な限り正確に社会保障費用をマクロ的に把握するために、地方自治体における歳出データの望ましい収集方法のあり方について考えてみたい。具体

⁷ この推計の基礎となる「単価」は、公立保育所の単価を考える際の参考値として内閣府が平成 27 年 3 月に示した値であり、(*)式で想定されている「民間保育所に関わる国の予算値をベースに単価を算出し、それを公立の単価に換算」という手法で計算された単価ではない。そのような単価として、筆者が取得できたのは平成 20 年の推計値であるが、それを用いた場合には、過小推計の程度はさらに大きくなる(補論の表 1 の結果)。

⁸ (*)式では、保育料徴収金額の推計も行われることになるが、保育料に関しては、認可保育所であれば、公立でも私立でも同じであるため、民間保育所のケースを基にした推計を用いても、あまり差は発生しないと考えられる。したがって、ここでは保育料徴収額の推計誤差は考慮しない。

的には、以下の2つのような改善を行うことが望ましいと考えられる。

- ① 社会保障費用の情報収集の目的を踏まえて、社会保障費用およびその分類の定義を明確にした上で、地方自治体から情報収集すること。
- ② 国の歳出に基づく推計額ではなく、「実際の歳出額」の情報を地方自治体から収集し活用すること。

短期的には、現在、各自治体に作成が求められている「社会保障関係事業に要する経費」のフォーマットを、社会保障費用をマクロ的に正確に把握するために必要なデータをすべて抽出できるように充実させ、情報収集の目的を踏まえて、「実際の歳出額」を把握することが望まれる。

しかし、そのような調査票の作成は、求められる情報が細くなるほど、地方自治体の負担が大きくなる。そこで、中長期的には、データの基になる台帳を統一し、社会保障費用のように、国が把握する必要がある地方自治体の歳出データが自動的に計算できるようにすることで、自治体の負担を軽減しながら、正確なデータの把握が可能となるだろう。現在、地方自治体でも、公会計のフォーマットが定められ、公会計の整備が進められている。今後、自治体の財政データを整理するためのシステムの共通化を図ることなどが有効となるだろう。

4. まとめ

本稿では、日本の社会保障費用のマクロ的把握が、不十分・不正確あることを明らかにし、その改善方法について考察するために、社会保障費用の中の子ども・子育てに関する経費に注目し、ある自治体の実際の歳出と、その歳出に関する国の推計を比較するという試みを行った。

その結果は、図2にまとめられている。子ども子育てに関する地方歳出は、補助事業と単独事業に分けられ、A市ではその総額は約20億円に達している。この歳出に関する国の推計額は約7.8億円と推定され、12億円を超える額が社会保障費用の国の統計から抜け落ちていると考えられる。本稿では、国の推計額を推定する際に、様々な仮定を置いており、今回の推定は、あくまでも参考として見る必要があるが、実際の歳出の約4割しか国の社会保障費用統計に計上されないという実態があるとすれば、大きな問題と考えられる。

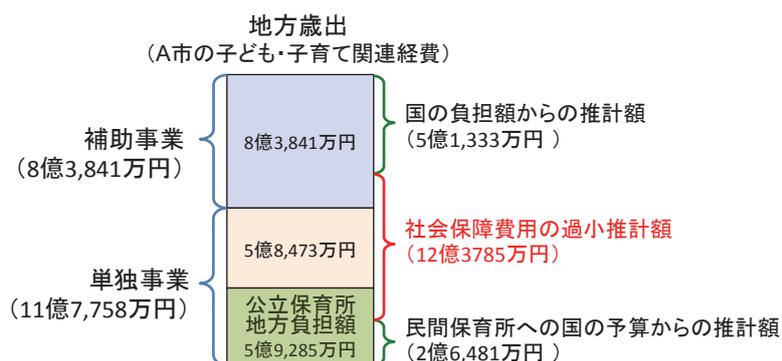


図 2：社会保障負担額の過小推計（A市の事例）

本稿では、様々な社会保障費用の中でも、子ども子育て関連の経費に限定し、一つの自治体を取り上げて分析した。そのような事例研究は、わかりやすく問題の所在を明らかにする上で有用であるが、同時に課題や限界も抱えている。

まず、ここで指摘した問題は、本稿で取り上げた経費に固有の問題で、社会保障費用全体から見たら、それほど大きな問題ではない可能性がある。また、本稿で取り上げた自治体が特殊で、他の自治体ではそれほど大きな問題ではない可能性もある。今後、他の自治体のケースを分析し、今回の問題が他の自治体でも起こっているのかを明らかにすることが、まず必要であろう。その上で、他の社会保障費用についても同様の問題が存在しているかを明らかにすることが必要だろう。

特に、今後、社会保障費用をより正確に把握する仕組みを構築していくためには、社会保障費用全体に関する分析が重要になる。また、今回は、市町村を対象とした調査や考察を行ったが、マクロ的把握という観点からは、統計データの作成・収集に関わる都道府県での社会保障費用の情報収集について、分析や考察を行うことが必要になると考えられる。

そのような分析・考察を踏まえて、最終的には、各種社会保障給付統計の目的・活用方法の違いを踏まえた「定義の差」と、そのような複数の定義に対応できる自治体でのデータの整理方法を考えて、具体的な定義、情報収集のフォーマット、収集の方法などについて、地方自治体の会計システム・会計処理の実態や他国の事例に関する調査も踏まえて、考案・提案することが求められるだろう。

なお、社会保障費用に関する地方自治体の実際の歳出額のデータを取得できる調査がすでに行われているにもかかわらず、国は、それを活用せず、国の予算情報に基づいて、地方の歳出額を推計するという手法が用いられることには疑問が残る。例えば、公立保育所の運営費や民間保育所への自治体の補助に関しては、データが存在しているにもかかわらず、国はそれを活用してこなかったようである。その結果として、社会保障費用が過小に推計されるという深刻な問題が起こっている。

実は、このような国の手法は、子育て支援の充実という喫緊の課題への取り組みにおい

でも、問題を引き起こしているように思われる。例えば、保育所の拡充に必要な財源の推計においても、国と地方の制度上の負担割合に基づいて実際に歳出が行われるはずとの想定に基づいて、必要な予算額を推計していると考えられる。しかし、地方自治体における歳出の実態を踏まえると、その推計額は実際の歳出を大幅に下回ると考えられる。その結果として、国が想定するほどの保育所の拡充が行えない、あるいは、地方自治体にしわ寄せがくるといった問題が起こる。

地方自治体の歳出のデータが存在するにもかかわらず、国がそれを活用しようとならないのは、国の支出を抑制する意図があるのではないかと憶測もありえる。現状を改善するためには、現在の推計方法が続けられてきた原因を明確にすることも必要だろう。社会保障費用の正確な把握のためにも、子育て支援の充実を適切に行うためにも、地方における歳出の実態を踏まえた社会保障費用統計の作成、そして政策立案を行うことが重要である。それを実現するための調査・研究を、引き続き行っていきたい。

補論：公立保育所の運営費の推計

この補論では、A市における公立保育所の運営費を、年齢ごとの「単価」に関する仮定を変えて、推計してみる。まず、(*)式の推計において実際に用いられた「単価」の平成20年のデータが、取得できたので、そのデータに用いて推計した結果が、表1である（表の最後の行に、年齢ごとの「単価」が記載されている）。

定員[人]	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上	運営費推計額[百万円]
D保育所	9	37	20	43	90.35
E保育所	6	35	20	43	82.35
F保育所	6	28	20	45	75.38
G保育所	6	36	21	40	82.62
単価(民間単価÷1.09)[万円]	191.2	113.1	55.0	47.2	330.70

表1：公立保育所の運営費の推計1（平成20年度の推計単価を用いたケース）

推計の結果、公立保育所の運営費は、約3億3,070万円と推計されたが、実際の歳出である約7億9,359万円より、はるかに低くなった。

単価のデータが古いことが原因ではないかと考えられるため、次に内閣府の資料で、「公立保育所の予算を考える上で参考としてもらう」という目的のために計算された「単価の参考値」⁹を(*)式の「単価」として、運営費の推計を行った。その結果が表2である。

⁹ 資料では「各市町村が公立施設の公定価格の設定に当たっての参考に資するよう、国の公定価格を基に「地域区分」、「認定区分」、「年齢区分」ごとの一般的な水準をお示しするもの（定員は90人を前提に算出）。各種加算や質の改善による充実分を含んで典型的な水準として算出しているもの。」と説明されている。ここでは、地域区分は、A市が該当する15/100地域、認定区分は「標準時間認定」の値を用いている。なお、A市の公立保育所の定員は、想定されている「90人」よりも若干多く、その場合の単価は若干低くなる。

この参考値は、地域区分も A 市に合わせて、単価が比較的高くなるケースであるため、表 1 のケースよりも高い推計額が得られている。この場合でも、実は、公立保育所の運営費の推計額約 4 億 6,555 万円は、実際の歳出である約 7 億 9,359 万円より、はるかに低くなっている。今回の調査では、国が想定する「単価」として、現時点で上限と考えられるのが、表 2 のケースと考えられたため、このケースを本稿での分析に用いることにした。

定員 [人]	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上	運営費推計額 [百万円]
D保育所	9	37	20	43	126.40
E保育所	6	35	20	43	116.01
F保育所	6	28	20	45	106.89
G保育所	6	36	21	40	116.25
単価(公定価格の参考値) [万円]	246.0	150.7	88.3	71.7	465.55

出所：内閣府「子ども子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 10 日、p.5）<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/pdf/ref5-3.pdf>

表 2：公立保育所の運営費の推計 2（公立保育所の単価の参考値のケース）

なお、このように (*) 式に基づく推計が過小推計になってしまう理由を考えるために、A 市の実際の歳出額から、年齢別の 1 人あたり運営費（単価）を推計してみたのが、表 3 である。

年齢	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上
年齢別公立単価	419	257	151	122

表 3：A 市の公立保育所の年齢別 1 人あたり運営費（単価）の推計（万円）

この推計では、表 2 における年齢別の「公定価格の参考値」比率が、実際の年齢別の 1 人あたり運営費の比率に等しいと仮定して、推計した年齢ごとの「単価」である（年齢ごとの単価の比は表 2 と表 3 で同じになるように推計してある）。表 2 で示された参考値と比べて、実際の公立保育所の 1 人あたり運営費は、かなり高い水準にあることがわかる。

国が実際に (*) 式を適用して、A 市の公立保育所の運営費を推計する際の「単価」が、現在いくらと想定されているかを示す資料は手に入らなかったが、表 3 が示唆する実際の単価を大きく下回っていると考えられることを、表 1 や表 2 は示唆している。